



鳥取県公報

平成13年10月5日(金)
第7322号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (565) (県民活動推進課)	1
	土地改良区の役員の就退任 (566) (耕地課)	2
	土地改良区の役員の退任 (567) (")	2
	休猟区の設定 (568) (森林保全課)	3
	銃猟禁止区域の設定 (569) (")	3
	保安林の指定の解除予定 (570) (")	5

告 示

鳥取県告示第565号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成13年11月26日までの間、鳥取県生活環境部県民活動推進課において公衆の縦覧に供する。

平成13年10月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 申請のあった年月日

平成13年9月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人賀露おやじの会

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

藤田 充

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市賀露町南五丁目2433 - 5

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、環境の保全及び創造に関する事業や健やかでたくましい子どもたちを育成する事業など地域社会の健全なる発展に貢献する事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第566号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり尾高井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成13年10月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事 内 田 昭 西伯郡岸本町上細見275
" 石 崎 潔 西伯郡岸本町立岩71 - 1
" 田 村 辰 祥 西伯郡岸本町吉定127
" 坂 田 良 二 西伯郡岸本町吉定456
" 野 坂 明 典 西伯郡岸本町岸本290
" 金 澤 昭 正 西伯郡岸本町押口112
" 勝 部 博 史 西伯郡岸本町遠藤25
" 野 坂 次 雄 米子市石州府448
" 加 川 正 一 米子市福万344 - 2
" 福 島 康 孝 米子市福万183
" 伊 達 功 米子市尾高1207
" 中 本 高 夫 米子市尾高1121 - 1

平成13年4月18日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 中 西 英 雄 西伯郡岸本町上細見8
" 石 崎 潔 西伯郡岸本町立岩71 - 1
" 田 村 辰 祥 西伯郡岸本町吉定127
" 坂 田 良 二 西伯郡岸本町吉定456
" 野 坂 明 典 西伯郡岸本町岸本290
" 金 澤 昭 正 西伯郡岸本町押口112
" 勝 部 博 史 西伯郡岸本町遠藤25
" 野 坂 次 雄 米子市石州府448
" 加 川 正 一 米子市福万344 - 2
" 福 島 康 孝 米子市福万183
" 伊 達 功 米子市尾高1207
" 中 本 高 夫 米子市尾高1121 - 1

平成13年4月19日就任 任期4年

鳥取県告示第567号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり久米土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成13年10月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事 清 水 亨 倉吉市尾田175

平成13年9月19日退任

鳥取県告示第568号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第9条の規定に基づき、次のとおり休猟区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）第26条の規定により告示する。

平成13年10月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	区 域	存 続 期 間	面 積
鳥取西休猟区	鳥取市徳尾地内の県道鳥取鹿野倉吉線と国道29号との交点を起点とし、同所から同国道を南方に進み、県道高路古海線との交点に至り、同県道を南西に進み、市道本高野坂立見線との交点に至り、同市道を西方に進み、市道宮谷本高線との交点に至り、同市道を北に進み、市道宮谷1号線との交点に至り、同市道を北東に進み、野坂川右岸に至り、同川右岸を北東に進み、県道鳥取鹿野倉吉線に至り、同県道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成13年11月1日から平成16年10月31日まで	136ヘクタール
妻木晩田休猟区	西伯郡淀江町福岡地内の県道坊領淀江停車場線と県道淀江インター線の交点を起点とし、同所から同県道を北西に進み、西日本旅客鉄道株式会社山陰本線に至り、同線を北東に進み、妻木川右岸に至り、同川右岸を南東に進み、大山第1広域農道に至り、同農道を西方に進み、県道坊領淀江停車場線に至り、同県道を西方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成13年11月1日から平成16年10月31日まで	285ヘクタール

鳥取県告示第569号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第10条の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）第27条において準用する同令第26条の規定により告示する。

平成13年10月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	区 域	存 続 期 間	面 積
津ノ井銃猟禁止区域	鳥取市桂木地内の県道若葉台東町線と市道久末生山線との交点を起点とし、同所から同市道を東方に進み、県道津ノ井国府線に至り、同県道を北西に進み、市道桜谷津ノ井線に至り、同市道を北方に進み、市道杉崎7号線に至り、同市道を北方に進み、市道杉崎6号線との交点に至り、同市道を北東に進み、洗井川左岸に至り、同川左岸を東方に進み、鳥取市と国府町との境界に至り、同境界を南東に進み、同境界線上の木製標柱（1）に至り、同標柱から鳥	平成13年11月1日から平成23年10月31日まで	533ヘクタール

	取都市計画区域の市街化区域と市街化調整区域との境界線上の木製標柱（ 2 ）に至り、同境界を西方に進み、国道29号との交点に至り、同国道を南方に進み、鳥取市と郡家町との境界に至り、同境界を西方に進み、同市祢宜谷と同市越路の境界線との交点に至り、同境界を北方に進み、市道久末7号線に至り、同市道を北方に進み、同市久末203 - 2地先の農道に至り、同農道を北東に進み、市道南栄広岡線に至り、同市道を南東に進み、市道海蔵寺広岡線に至り、同市道を北方に進み、県道若葉台東町線に至り、同県道を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域		
糸録池銃猟禁止区域	県道鳥取鹿野倉吉線と町道出百姓線との交点を起点とし、同所から同町道を南方に進み、農道南鹿野1号線に至り、同農道を南西に進み、農道南鹿野12号線に至り、同農道を南方に進み、木製標柱（ 1 ）に至り、同標柱から南西に伸びる尾根を同方向に進み、木製標柱（ 2 ）に至り、同標柱から西方に進み、木製標柱（ 3 ）に至り、同標柱から農業用水路を北方に進み、県道鳥取鹿野倉吉線に至り、同県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成13年11月1日から平成23年10月31日まで	13ヘクタール
天神川中流銃猟禁止区域	三朝町道赤松線の赤松橋から倉吉市道円谷町大原線の大原橋までの天神川河川区域及び三朝町道大瀬本泉線のおわとり橋から天神川までの三徳川の河川区域	平成13年11月1日から平成23年10月31日まで	57ヘクタール
橋津川銃猟禁止区域	県道東郷湖線の浅津橋から国道9号の羽合大橋までの橋津川河川区域及び南谷樋門から羽合町道親水公園右岸線の上橋津橋までの旧橋津川の河川区域	平成13年11月1日から平成23年10月31日まで	15ヘクタール
岩坪池銃猟禁止区域	東伯郡大栄町大字高千穂地内の岩坪池の湖面	平成13年11月1日から平成23年10月31日まで	4ヘクタール
西高尾ダム銃猟禁止区域	東伯郡大栄町大字西高尾地内のレークサイド大栄の公園敷地と西高尾ダムの堤体の交点を起点とし、同所から堤体を東方に進み、町道東高尾西高尾線に至り、同町道を南西に進み、町道西高尾ダム2号線に至り、同町道を北西に進み、レークサイド大栄の公園敷地の境界線に至り、同境界線を北西、北東及び南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成13年11月1日から平成23年10月31日まで	27ヘクタール
上福万銃猟禁止区域	米子市福万地内の県道米子丸山線と市道上福万日下原線の交点を起点とし、同所から同市道を東方に進み、同市福万1076 - 2地先の里道に至り、同里道を東方に進み、財ヶ谷導水路に至り、同導水路を南東に進み、佐陀川右岸の木製標柱に至り、同標柱と県道米子丸山線上に位置する標柱とを直線で結んだ線を南西に進み、県道米子丸山線に至り、同県道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成13年11月1日から平成23年10月31日まで	13ヘクタール
香取銃猟禁止区域	西伯郡大山町豊房地内の県道大山佐摩線と大山町道岩伏横断道との交点を基点とし、同所から同町道を北方に進み、名和町道香取線に至り、同町道を東方に進み、中山町道岩伏横断線に至り、同町道を東	平成13年11月1日から平成23年10月31日まで	505ヘクタール

方に進み、県道高橋下市停車場線に至り、同県道を南方に進み、県道赤碓大山線に至り、同県道を南東に進み、農道（通称経塚線）に至り、同農道を南西に進み、中山町道岩伏線に至り、同町道を南西に進み、同町道終点に至り、同点と林道大平線に位置する標柱とを直線で結んだ線を南西に進み、林道大平線に至り、同林道を北西に進み、県道赤碓大山線に至り、同県道を北方に進み、県道大山佐摩線に至り、同県道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域		
--	--	--

鳥取県告示第570号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成13年10月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町菅沢字鉦床ノ上へ1217の2・字落岩山1122の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1121の1、日野町金持字平ル畑右912の28・912の29（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、912の97、912の98

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

